



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 915 口頭により開示請求をすることができる個人情報
(総務学事課)
- 916 平成19年和歌山県告示第233号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定)の一部改正
(循環型社会推進課)
- 917 県産認定リサイクル製品の使用及び購入の状況の公表
(")
- 918 特定非営利活動法人の設立認証の申請(県民生活課)
- 919 基本測量の実施(技術調査課)
- 920 県道の路線廃止(道路保全課)
- 921 道路の区域変更(")
- 922 新道路の供用開始(")
- 923 道路の区域変更(")
- 924 新道路の供用開始等(")
- 925 道路の区域変更(")
- 926 新道路の供用開始等(")
- 927 道路の区域変更(")
- 928 新道路の供用開始(")
- 929 道路の区域変更(")
- 930 新道路の供用開始等(")
- 931 道路の区域変更(")

- 932 新道路の供用開始等 (")
- 933 道路の区域変更 (")
- 934 新道路の供用開始等 (")
- 935 和歌山都市計画道路事業の事業計画の認可
(道路建設課)
- 936 道路の位置の指定
(都市政策課)

○ 警察本部告示

- 5 和歌山県警察通信指令支援システム更新整備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

○ 監査公表

監査公表第24号

○ 諸報

入札公告 (警察本部)

○ 正誤

平成20年6月20日付け和歌山県報第1970号和歌山県告示第859号中

告 示

和歌山県告示第915号

和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を次のように定める。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の名称	開示する内容		
知的障害者を対象とした和歌山県職員採用試験	総合得点、順位	合格発表の日から1月間	人事課

和歌山県告示第916号

平成19年和歌山県告示第233号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定)の一部を次のように改める。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表に次のように加える。

36	かつらぎ町	大字萩原字前嶋	587番	規則第12条の31第2号
37	かつらぎ町	大字丁ノ町字奥大明	2650番10	

和歌山県告示第917号

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例(平成17年和歌山県条例第131号)第10条第2項の規定に基づき、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第116号)第

7条第1項に規定する県産認定リサイクル製品の平成19年度における使用及び購入の状況について次のとおり公表する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 工事

(1) 使用数量

種別()内は製品数	品目	数量
コンクリート資材関係(14)	再生砕石	21,779㎡ 17㎡
	上層路盤材	7,068㎡
	土木用水砕スラグ	1,743㎡
	VS側溝リサイクル	1式
植生基盤材関係(11)	パーク堆肥	9,628kg
	植生基盤材	692,850ℓ 150㎡ 21,265袋
		法面緑化工法資材
	植生基材マット	2,092㎡
	法面緑化資材	2,548㎡
	緑化基盤材	96,041ℓ
	吹付基材安定材	25㎡
	自然復元化吹付材料	6,056㎡
間伐材利用工事資材(5)	植生基盤工	1,090m
	化粧型枠	460㎡
	転落防止柵	153m
その他の工事資材(2)	チップ芯下地	40か所
	貝殻魚礁	30基

(2) 購入金額 257,257,495円

2 物品の調達

(1) 使用数量

種別()内は製品数	品目	数量
その他の製品(2)	ごみ袋	2,000枚
	物置	1式
文具・機器類(1)	トナーカートリッジ	127本

(2) 購入金額 1,285,290円

和歌山県告示第918号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年8月18日まで縦覧に供する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成20年6月18日

2 名称

特定非営利活動法人翠

3 代表者の氏名

戸川一夫

4 主たる事務所の所在地

和歌山県日高郡美浜町大字吉原547番地の13

5 定款に記載された目的

この法人は、公共インフラの整備や保全に関する調査・研究・講演会などの事業を行うとともに、技術者や各種団体の技術の向上を図り、県民が安心して健やかに生活できる環境づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第919号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 基本測量(土地条件調査)

2 作業期間 平成20年6月20日から平成21年3月31日まで

3 作業地域 西牟婁郡白浜町、西牟婁郡すさみ町、西牟婁郡上富田町、田辺市、御坊市、日高郡みなべ町、日高郡印南町

和歌山県告示第920号

県道路線廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

整理番号	路線名	起点終点	重要な経過地
242	湯峯温泉線	田辺市本宮町下湯川	
		田辺市本宮町請川	

和歌山県告示第921号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市重根字下村前108番5地先から同市重根字伏山1979番1地先まで	旧	8.51 } 16.80	1,214.00	
同上	新	20.04 } 26.03	1,214.00	

和歌山県告示第922号

平成20年和歌山県告示第921号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち海南市重根字新出前342番3地先から同市重根字田輪之前711番2地先までの延長272.00メートルについては、平成20年7月1日から供用を開始する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第923号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 九重名倉線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市高野口町上中字華井194番1地先から同市高野口町上中字五味田218番1地先まで	旧	3.80 } 7.00	415.00	
同上	旧	10.80 } 23.00	310.00	
同上	新	10.80 } 23.00	310.00	

和歌山県告示第924号

平成20年和歌山県告示第923号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年7月1日から供用を開始し、旧道路

は、同日から供用を廃止する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第925号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 文里湊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市文里一丁目736番139地先から同市文里一丁目1313番地先まで	旧	5.65 } 6.70	201.50	
同上	新	8.00 } 12.70	201.50	

和歌山県告示第926号

平成20年和歌山県告示第925号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年7月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第927号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 静川請川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市本宮町川湯字坂垣内339番4地先から同市本宮町渡瀬字朴ノ木1205番地先まで	新	7.50 } 29.00	587.00	温泉隧道 L=473.00

和歌山県告示第928号

平成20年和歌山県告示第927号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年7月1日から供用を開始する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

東牟婁郡古座川町 西川字ロクロ1425 番3地内	旧	5.60 } 8.80	68.00	
同上	新	12.00 } 26.10	63.00	

和歌山県告示第929号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 宿九度山線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡九度山町大字丹生川字青淵897番9地先から同町大字丹生川字青淵892番5地先まで	旧	3.40 } 4.00	93.00	
同上	新	4.60 } 18.00	96.00	

和歌山県告示第932号

平成20年和歌山県告示第931号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年7月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第933号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海南市下津町大字大窪31番1地先から同市下津町大字大窪84番地先まで	旧	3.60 } 12.00	280.10	
同上	新	5.60 } 7.70	315.02	

和歌山県告示第930号

平成20年和歌山県告示第929号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年7月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第934号

平成20年和歌山県告示第933号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年7月5日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第931号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 古座川熊野川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考

和歌山県告示第935号

和歌山都市計画道路事業の事業計画については、平成20年6月17日付け国近整和都業第6-1号で認可されたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業 3・3・14号湊神前線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
(「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第936号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所名	指定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2980	海南市多田字 月夜田741番 の一部	和歌山市太田 479-3 株式会社幸福 建設 代表取締役 金沢公英	平成 20.6.23	6.00	85.13

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第5号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県警察通信指令支援システム更新整備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年7月1日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
 - (1) 業務の名称
和歌山県警察通信指令支援システム更新整備業務
 - (2) 業務の内容
仕様書による。
- 2 一般競争入札に参加する者の資格
 - (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年7月1日(火)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。
 - ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- エ 国税及び県税に未納がない者であること。
- オ この入札に係る契約業務と同等規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- キ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のオからエまで、カ及びキに掲げる要件をすべて満たすとともに、代表者が(1)のオに掲げる要件を満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。
 - (ア) 競争入札参加資格審査申請書
 - (イ) 事業経歴書
 - (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - (エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
 - (カ) 使用印鑑届
 - (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在る都道府県が課する全税目
 - (ク) 誓約書
 - (ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - (コ) 和歌山県警察本部が示す仕様書に準拠する機器

の一覧、製品カタログ及び機能説明書等

(サ) 保守体制証明書

(シ) この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)及び(コ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が提出することとし、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在る都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)

(コ) 和歌山県警察本部が示す仕様書に準拠する機器の一覧、製品カタログ及び機能説明書等

(サ) 保守体制証明書

(シ) この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し

(ス) コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) のアの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)のイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県が行う情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号)の規定に基づく資格申請の審査を経て、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)に掲げる申請書類の用紙については、

和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年7月1日(火)から平成20年7月10日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)の定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年7月14日(月)までの間に6に掲げる場所に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館 1階入札室

(2) 日時

平成20年7月10日(木) 午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年7月7日(月)から平成20年7月18日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部生活安全地域指導課 通信指令室

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(内線3616)

ファクシミリ番号 073-425-1617

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年7月28日(月)までに通知する。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年7月30日(水)までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年8月1日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

監査公表

和歌山県監査公表第24号

平成19年7月17日付け監査報告第5号の行政監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年7月1日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣
 和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

- 1 行政監査の対象
 県有施設の維持管理について
- 2 行政監査の結果に基づく措置

監査結果及び意見	措 置 の 内 容
(和歌山県環境衛生研究センター) 1 電気料金について (3) 従量電灯契約 電気使用量等を精査し、契約を見直されたい。 ・ 初島測定局 (A→B6) ・ 印南測定局 (A→B6) ・ 御坊監視支所 (B12→A)	関西電力と現地調査を行い、御坊監視支所については、電気設備の減設が確認されたので、従量電灯B12kVAから従量電灯B9kVAに契約変更した。 なお、初島測定局及び印南測定局については、電気設備の容量が6kVA未満であるため、従量電灯Bへの契約変更には至らない。 今後、電気設備の増減があった場合には、速やかに契約の見直しを検討する。
(農林水産総合技術センター) 1 電気料金について (1) 高圧電力契約 高圧電力契約は、契約形態の基本料金部分となるデマンド値を抑制することにより、電気料金が大幅な削減となる。 「契約電力の削減可能な施設」 農業試験場、果樹試験場 (2) 低圧電力契約 次の施設については、解約の検討を要する。 林木育種場 電気乾燥機 (3) 従量電灯契約の見直し 次の施設については、従量電灯AからBに契約変更すれば料金が安くなる。 水産試験場4	他の県機関では関西電気保安協会との保安管理契約と同時にデマンド監視についても委託契約(年間約50,000円)を行っているが、両試験場では委託契約ができないので、監視装置を購入して自己管理することとし、平成20年1月に装置を発注した。 当該契約については、平成19年3月12日に契約解除手続を済ませた。 当該契約については、平成18年9月5日に契約解除手続を済ませた。
(畜産課) 1 電気料金について 契約変更の検討を要する施設 紀南家畜保健衛生所(本所) 紀南家畜保健衛生所東牟婁支所	監査結果報告を受け、当該施設を関西電力に見て頂いたところ、東牟婁支所については、施設の設備内容上、B契約とするのであれば低く見積もっても9kVAでの契約が必要とされ、削減効果が認められないとのことであり、変更を見送った。また、本所については、B契約(15kVA)に変更した場合には、節減効果が認められるとのことであり、変更契約を行った。
(資源管理課) 1 電気料金について (2) 低圧電力契約 契約解除の検討を要する施設 漁業取締船 串本基地棧橋 (2) 低圧電力契約 契約変更の検討を要する施設 漁業取締船 築港基地棧橋	平成19年3月5日契約解除済み。 平成19年8月20日契約変更済み。
(伊都振興局) 1 電気料金について (2) 低圧電力契約 施設の現況を調査の上、早急に低圧電力契約の解約・変更を検討されたい。 九度山町上古沢 高野町高野山(旧高野整備員詰所)	九度山町上古沢については、道路維持管理用資材保管庫であり、従前から九度山町に行政財産の使用について許可していたが、平成19年3月31日に終了したことから、その時点で関西電力との低圧電力契約を解約済み。 高野町高野山の旧高野整備員詰所については、設置当時は詰所として常駐し、低圧電力契約を結んでいたが、現在は、整備員の作業場所として使用している程度であることから、平成19年8月31日に従量電灯契約に変更契約済み。

(有田振興局国道書庫分2) 1 電気料金について (3) 従量電灯契約 電力使用量等を精査し、契約を見直されたい。	平成19年2月2日契約解除済み。
(熊野高等学校畜産室) 1 電気料金について (2) 低圧電力契約	本電気契約締結時より、使用頻度が下がったため、該当の電気契約を解除した。
(古座高等学校) 1 電気料金について (3) 従量電灯契約	平成19年9月20日に契約変更を行った。
(管財課) 2 昇降機の維持・管理について 保守管理業務の委託契約について (1) 安全性を確保し、競争原理が働く契約を締結されたい。 (2) 県としての安全に配慮した統一契約書等の整備をされたい。	昇降機の維持・管理については、平成19年12月27日付け管第542号総務部総務管理局長名にて契約書や仕様書の例を作成の上、適正な契約を締結するよう通知を行った。

諸 報

入 札 公 告

和歌山県警察通信指令支援システム更新整備業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成20年7月1日

和歌山県警察本部長 鶴 谷 明 憲

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度 平成20年度
 - (2) 調達役務の名称及び数量
和歌山県警察通信指令支援システム更新整備業務 一式
 - (3) 調達役務の内容等
 - ア 履行期間
平成21年2月1日から平成26年1月31日までの間
 - イ 既存システムの撤去
平成21年3月31日までに完了
 - (4) 調達役務の仕様等
和歌山県警察通信指令支援システム更新整備仕様書による。
 - (5) 納入場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部生活安全部地域指導課通信指令室
(以下「通信指令室」という。)
 - (6) 入札金額
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成20年和歌山県警察本部告示第5号に規定する和歌山県警察通信指令支援システム更新整備業務に係る一般競争

入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

通信指令室

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（内線3616）

ファクシミリ番号 073-425-1617

(2) 期間

平成20年7月1日（火）から平成20年7月10日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、通信指令室に対して平成20年7月25日（金）午後4時までに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館 1階入札室

(2) 日時

平成20年7月10日（木）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

<p>ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館 1階入札室</p> <p>イ 入札日時 平成20年8月11日(月)午前10時</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。 (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。 (3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。 (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない</p>	<p>者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目 (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。 (2) この入札の開札には、通信指令室の職員が立ち会うものとする。 (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。 (4) 落札者となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない通信指令室の職員にくじを引かせるものとする。 (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。</p> <p>12 契約書作成の要否 要</p> <p>13 契約の締結における議会の議決の要否 否</p> <p>14 その他 (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。 ア 名称 和歌山県警察本部警務部会計課 イ 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地1 郵便番号 640-8588 電話番号 073-423-0110(代表) (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p> <p>15 Summary (1) Nature and quantity of the service to be required : Name : Update maintenance of a communication order support system for the Wakayama Prefecture Police Quantity : 1 unit (2) Time limit for tender : By hand : Monday, August 11, 2008. 10:00 A.M. (3) Contact point for the notice : Wakayama Prefectural Police Headquarters Police Administration Department Finance Section</p>
---	--

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
phone : 073-423-0110

正 誤

正 誤

平成20年6月20日付け和歌山県報第1970号和歌山県告示第859号中

ページ	段	行目	誤	正
4	右	上から3、15及び18	東坂本	東坂本